

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3046号)

令和6年1月23日

横 情 審 答 申 第 3046 号  
令 和 6 年 1 月 23 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長職務代理者 金子 正 史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和3年12月24日教教人第1580号による次の諮問について、別紙のとおり答申し  
ます。

「令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第一次試験  
指導案試験 解答用紙」、「令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補  
者選考試験 第二次試験 個人面接評定票」、「令和3年度実施 横浜市公  
立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 模擬授業評定票」及び「令和  
3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 適性検査結果シート」  
の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表 1 に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表 3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「2021年実施 教員採用試験の結果及び結果に至るまでの過程等の一切の情報」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年10月29日付で行った別表 1 に示す個人情報 1 から個人情報 4 までの保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「旧条例」という。）第22条第 7 号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

個人情報 1 に記録された評定点数、個人情報 2 に記録された受験者の言動など客観的な事実、模擬対応の概評、総合評定の根拠及び総合評定並びに個人情報 3 に記録された概評、評定の根拠及び評定は、評価者の受験者に対する評価に係る情報であり、開示されると、不特定多数の目を意識しながらの評価となるため、率直な感想や具体的な内容の記載を避けるようになることが想定される。また、記載内容から各試験における評価のポイント等を知ることができ、受験者が対策を講じることで、その本来持っている資質・適性等を見ることができなくなる。それにより全ての受験者が同じ条件で受験することが不可能となり、公平かつ公正な試験の実施ができなくなるおそれがある。したがって、これらの情報は、人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、非開示とした。

個人情報 2 及び個人情報 3 に記録された評価者の氏名は、開示すると、評定に不満のある受験者等から苦情、非難を受ける可能性があること、また、氏名が開示対象になることで、評価者を引き受ける人が減少することが想定され、2 千人規模の受験者

に対応する評価者の確保が困難になる。したがって、これらの情報は、人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、非開示とした。

個人情報4に記録された検査名並びに検査項目、評価要素、要素説明、スコア及びレベルは、開示すると、検査内容、検査結果のポイント、傾向等を把握することが可能となり、受検者が事前対策を講じることができるようになる。そうすると、その本来持っている資質等の把握が困難になるとともに、全ての者が同じ条件で受検することが不可能となり、公平かつ公正な試験が実施できなくなる。したがって、これらの情報は、人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当し、非開示とした。

なお、横浜市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「教員採用試験」という。）の結果については、その第一次試験・第二次試験ともに各試験の得点、順位、合格必要得点及び合格者数を通知している。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 保有個人情報について、全ての開示を求める。
- (2) 全ての項目について、一つずつ適用があるか否かを検討する必要があるため、本件で請求した資料の各項目に、根拠規定の適用の理由がなければ、審査請求において正確な判断をすることが困難である。にもかかわらず、適用の理由が各項目ではない。全ての記入欄ごとに適用の理由を付していないため、根拠規定の適用の理由としては不十分である。
- (3) 項目ごとに、どのように「選考事務に係る人事管理上の情報」と関連するかを明示しなければ、本人の開示請求を認めた旧条例第20条の意義が没却される。
- (4) 単に抽象的な「可能性がある」や「おそれ」とする理由はそもそも根拠規定の適用の理由にならない。
- (5) 横浜市が行っている適性検査は性格検査であるため、そもそも事前対策は講じる意味がない。また、インターネットで実施している以上、実施している状態で画面録画などを行えば容易にその問題を調べ、どのような検査内容かを知ることができ、各項目を非開示にする意味がない。
- (6) 公務員の業務内容は適正な運用のため、むしろ非難はされるべきであるし、公務

員の業務内容は住民に公表されるべき情報であるため、根拠規定の適用の理由にならない。

- (7) 評価者の氏名を公表すべきと考えるが、仮に公表しないのであれば、その他の事項は積極的に公開されて当然である。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 教員採用試験に係る事務について

横浜市では、市公立学校教員を採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）に基づき、教員採用試験を実施している。

第一次試験には一般選考と特別選考があり、一般選考では一般教養・教職専門試験及び教科専門試験の2つの試験を実施し、審査請求人が受験した特別選考では指導案試験を実施している。第二次試験では個人面接、模擬授業及び実技試験（一部受験区分のみ）を実施している。また、第一次試験及び第二次試験とは別に、令和3年度から適性検査も実施しており、その結果は個人面接の補助資料として活用している。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、別表1に示すとおり、教員採用試験に係る審査請求人の解答用紙や評定票である。

(ア) 個人情報1は第一次試験に係る指導案試験の解答用紙であり、審査請求人の解答、評定点数及び評定点数から算出された得点が記録されている。

(イ) 個人情報2は第二次試験で使用された審査請求人の個人面接評定票であり、審査請求人を担当した評価者の所属及び氏名、審査請求人に対する評価等が記録されている。

(ウ) 個人情報3は第二次試験で使用された審査請求人の模擬授業評定票であり、審査請求人を担当した評価者の所属及び氏名、審査請求人に対する評価等が記録されている。

(エ) 個人情報 4 は適性検査に係る結果シートであり、審査請求人の受検日、氏名、受検者 ID、年齢、適性検査の結果（スコア及びレベル）等が記録されている。

イ 当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表 2 のとおり非開示情報 1 から非開示情報 8 までに分類し、それぞれの旧条例第 22 条第 7 号エの該当性について判断する。

(4) 旧条例第 22 条第 7 号エの該当性について

ア 旧条例第 22 条第 7 号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も含まれると解される。

イ 非開示情報 1 について

非開示情報 1 には、4 つの欄が設けられ、評価者それぞれの評価が数字で記録されている。実施機関の説明によると、指導案試験の得点については各受験者に送付される結果通知に記載しているが、得点を算定するための評定点数については通知しておらず、また、評価者それぞれの専門的知見から評価するため点数に差が出ることもあるとのことである。

以上を踏まえると、非開示情報 1 を開示すると、評価方法や評価基準等が推測されることや、算定された得点に疑義や不満を抱き、採点や合否との関係に係る質問、照会、苦情等の件数が増加することが考えられる。その結果、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

ウ 非開示情報 2 及び非開示情報 6 について

非開示情報 2 及び非開示情報 6 には、評価者が個人面接及び模擬授業で受けた審査請求人に対する印象や率直な意見が記録されている。これらが開示されることとなると、評価者が誤解や摩擦が生ずることを危惧し、当たり障りのない評価等を行うことが懸念される。その結果、評価が形骸化し、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

エ 非開示情報 3 及び非開示情報 4 について

非開示情報 3 には審査請求人の評価を示すアルファベットが、非開示情報 4 にはそのアルファベットが示す評価に係る評定基準が記録されている。

実施機関の説明によると、個人面接及び模擬授業はAからEまでの7段階で評価を行うこととしており、Aが100点、Eが10点を示す等の情報は既に横浜市ウェブサイトで公表しているとのことであった。また、非開示情報4と同じ情報が個人情報3については開示されていることが確認できた。

以上を踏まえると、AからEまでの7段階で評価していることを示しているにすぎない非開示情報4については、本号エに該当しない。

他方、非開示情報3で示されている審査請求人の評価は、これが開示されることとなると、評価者が誤解や摩擦が生ずることを危惧し、当たり障りのない評価等を行うことが懸念される。その結果、評価が形骸化し、公正かつ円滑な人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

#### オ 非開示情報5について

非開示情報5には、評価者の所属及び氏名が記録されている。これらの情報を開示すると、評価者に受験者からの問合せや苦情が寄せられたり、不当な圧力がかかることが懸念される。その結果、評価者の心理的負担が増大し、評価者の確保が困難となるおそれがあり、本号エに該当する。

#### カ 非開示情報7及び非開示情報8について

非開示情報7には適性検査の検査名及び著作権の所在が、非開示情報8には検査項目、評価要素、要素説明並びに審査請求人の適性検査の結果（スコア及びレベル）が記録されている。実施機関の説明によると、適性検査の結果は面接試験の補助資料として使用しており、検査名やその検査の取扱会社の名称も一切公表していないとのことだった。

以上を踏まえると、非開示情報7及び非開示情報8を開示すると、開示された情報から望ましい回答の方向性が分析されるなど、対策がなされるおそれがある。その結果、面接試験の補助資料としての信憑性に疑義が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

#### (5) 理由付記について

審査請求人は、「全ての記入欄ごとに適用の理由を付していないため、根拠規定の適用の理由としては不十分である。」と理由付記の不備を主張しているため、この点について以下検討する。

本件審査請求に係る各個人情報一部開示決定通知書では、「5 非開示とする部分の概要」欄に非開示とする部分を具体的に記載し、「7 根拠規定を適用する理由」

欄に非開示の根拠規定を適用する理由を非開示部分ごとに記載しており、理由付記が行われていることは認められる。

しかしながら、実施機関が評価者の氏名として非開示とした非開示情報5にはその所属が含まれること、検査名として非開示とした非開示情報7にはその著作権の所在が含まれるということが、当該記述のみで審査請求人が十分に理解できるかについては疑問がある。実施機関においては、非開示とした部分及びその理由が十分に理解できるようより具体的に記載するよう注意されたい。

(6) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のおり、実施機関が、本件保有個人情報に旧条例第22条第7号エに該当するとして一部開示した決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

別表1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報		
個人情報1	令和3年度実施 試験 指導案試験	横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 解答用紙	第一次試験
個人情報2	令和3年度実施 試験 個人面接評定票	横浜市公立学校教員採用候補者選考試験	第二次試験
個人情報3	令和3年度実施 試験 模擬授業評定票	横浜市公立学校教員採用候補者選考試験	第二次試験
個人情報4	令和3年度実施 結果シート	横浜市公立学校教員採用候補者選考試験	適性検査

別表2 非開示情報

非開示情報	個人情報	非開示部分
非開示情報1	個人情報1	「評定点数」欄
非開示情報2	個人情報2	「受験者の言動など客観的な事実」欄 「模擬対応の概評」欄 「総合評定の根拠」欄
非開示情報3	個人情報2 個人情報3	審査請求人の評定
非開示情報4	個人情報2	「総合評定」欄のうち評定基準
非開示情報5	個人情報2 個人情報3	評価者の所属及び氏名
非開示情報6	個人情報3	「概評」欄 「評定の根拠」欄
非開示情報7	個人情報4	検査名及び著作権の所在
非開示情報8	個人情報4	検査項目、評価要素、要素説明、スコア及びレベル

別表3 非開示情報のうち開示すべき部分

非開示情報	個人情報	開示すべき部分
非開示情報4	個人情報2	「総合評定」欄のうち評定基準

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 1 2 月 2 4 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 1 月 2 0 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 4 年 2 月 1 5 日	・実施機関から反論書（追加）の写しを受理
令 和 5 年 9 月 2 6 日 （第377回第一部会）	・審議
令 和 5 年 1 0 月 2 4 日 （第378回第一部会）	・審議
令 和 5 年 1 1 月 2 8 日 （第379回第一部会）	・審議
令 和 5 年 1 2 月 2 6 日 （第380回第一部会）	・審議